第百十一条の三第一項中「第八十四条第二項」を「第八十四条第三項」に改める。

第百十三条第一項第一号及び第八項第一号中「新株予約権」の下に「及び株式引受権」を加える。

第百二十三条第三項中「消滅する新株予約権」の下に「又は株式引受権」を加え、「の新株予約権者」を「又は株式引受権を有する者」に、「である」を「又は株式引受権である」に改める。

第百二十三条の九第一項第一号及び第四項第一号中「新株予約権」の下に「及び株式引受権」を加える。

第百二十三条の十第三項中「第十五項第一号イ」を「第十六項第一号イ」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15　内国法人が、非適格合併等により法第六十二条の八第一項に規定する被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、当該被合併法人等の株主等が特定報酬株式（役務の提供の対価として当該被合併法人等により交付された当該被合併法人等の株式（出資を含むものとし、その役務の提供後に交付されたものを除く。）のうち、当該株式と引換えに給付された債権（その役務の提供の対価として生じた債権に限る。）がない場合における当該株式をいう。以下この項において同じ。）を有していたときは、当該非適格合併等に係る同条第一項に規定する資産調整勘定の金額及び同条第三項に規定する負債調整勘定の金額の計算については、当該非適格合併等に係る同条第一項に規定する非適格合併等対価額には、当該非適格合併等に際して当該株主等に交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に相当する金額を含まないものとする。

一　当該特定報酬株式の交付された時の価額（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額）

イ　当該特定報酬株式が第七十一条の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与の支給として交付されたものである場合（ロに掲げる場合を除く。）　同項に規定する交付決議時価額

ロ　当該特定報酬株式の交付が正常な取引条件で行われたものでない場合　その役務の提供に係る費用の額

二　その役務の提供に係る費用の額のうち当該被合併法人等の当該非適格合併等の日前に終了した各事業年度において受けた役務の提供に係る部分の金額（当該特定報酬株式が法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式である場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の当該金額）

（租税特別措置法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「新株予約権」の下に「及び株式引受権」を加える。

一　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十の三第二項第一号ロ及び第三十九条の百十第二項第一号ロ

二　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六十一条第二項第二号イ

三　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）第一条中法人税法施行令第百十九条の三第五項に各号を加える改正規定

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

（資本金等の額に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新法人税法施行令」という。）第八条第一項第一号イ及び第一号の二の規定は、法人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に自己の株式（出資を含む。）を交付する場合について適用する。

（過大な役員給与の額に関する経過措置）

第三条　新法人税法施行令第七十条の規定は、施行日以後に定款の規定又は同条第一号ロに規定する決議により同号ロに規定する限度額等を定める法人がその役員（当該限度額等が定められた給与の支給の対象となるものに限る。）に対して支給する給与について適用し、施行日前に定款の規定又は第一条の規定による改正前の法人税法施行令第七十条第一号ロに規定する決議により同号ロに規定する限度額等を定めた法人がその役員（当該限度額等が定められた給与の支給の対象となるものに限る。）に対して支給する給与については、なお従前の例による。

（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に関する経過措置）

第四条　新法人税法施行令第百二十三条の十第十五項の規定は、施行日以後に行われる法人税法第六十二条の八第一項に規定する非適格合併等について適用する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第四十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四条第一項第三号、第三十五条の四第一項及び第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び第一号」を「、第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号」に、「あり、又は」を「ある場合並びに第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が」に改め、同項第一号中「。以下この条」の下に「及び第四条第一項第十九号」を、「（以下この条」の下に「及び同号」を加え、同項第四号中「（昭和二十三年法律第二百三号）」を削り、同項第七号中「（昭和二十六年法律第二百二十六号）」を削る。

第四条第一項に次の一号を加える。

十九　保健師助産師看護師法第五条に規定する業務（病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院及び居宅において行われるもの（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉